

介護ネットみやぎ速報

(第51号 2013. 2. 8)

発行者 NPO法人 介護ネットみやぎ

責任者 鈴木 由美

022-276-5202

022-276-5205



実務担当者各位

「2012年介護報酬改定後のサービス状況に関するアンケートから見える介護現場の影響・問題点そして要望（3枚）」がまとまりました。

立春を過ぎましたが、厳しい寒さが続いています。実務担当者の皆様も、日頃にも増して介護サービスに気を使う時期ではないでしょうか。

さて、昨年4月に行われました介護報酬改定後のサービス状況について、皆様にアンケートをお願いして以来、結果については何度かまとめる経過の中で、ご報告をさせていただきました。

今回、最終のまとめが終わりましたので、皆様にご報告いたします。以下に掲載いたしますので、ご確認ください。

介護ネットみやぎでは今回のまとめを基に、宮城県・仙台市との懇談を2月14日(木)に実施するご案内をいたしました。

当日のご参加をよろしくお願いいたします。

**「2012年介護報酬改定後のサービス状況に関するアンケート」から見える
介護現場の影響・問題点そして要望**

NPO 法人介護サービス非営利団体ネットワークみやぎ

1 「介護報酬改定後のサービス状況に関するアンケート」（以下アンケートと略す）の概要

(1) 目的

2012年4月から、定期巡回・随時対応サービス、医療と介護の連携強化、介護サービス付高齢者住宅など、在宅介護重視の介護保険法の改定が行われました。あわせて、介護職員の処遇改善問題や「適正化」と称したアメとムチ的な加算・減算など、事業を運営する上で多くのハードルが設けられた介護報酬の改定が行われました。

私たちは「私たちがめざす介護保険とするために」の実現を目指し、2000年に始まった介護保険制度の在り方について、様々な取組みを進めてきました。

この度の介護保険法の改定とそれに伴う介護報酬改定が、在宅介護サービスを運営している事業所と利用者、どのような影響があり何が問題なのかの一端を捉えるため、訪問介護サービス、通所介護サービス、居宅介護支援について、アンケート調査を実施しました。

(2) 実施期間

2012年8月10日～8月27日

(3) 配布先と配布部数及び回収の状況

運営サービス種別	法人数 事業所数	アンケート対象者	配布部数	回収部数	回収率
訪問介護サービス事業	13 法人 40 事業所	サービス提供責任者等	49	41	83.7%
通所介護サービス事業	13 法人 21 事業所	管理者(所長・生活相談員等)	23	21	91.3%
居宅介護支援サービス事業	16 法人 33 事業所	介護支援専門員	69	65	94.2%
計	94 事業所		141	127	90.1%

2 アンケートのまとめ

(1) はじめに

介護保険の目的は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となった人びとが

「尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行なう」ことであり、介護保険給付の内容及び水準は、「被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。」とされています。

アンケートの自由記述からみえる、報酬改定後の実態は本来の介護保険の目的からだんだん乖離しています。

訪問介護サービスの生活援助は必要なサービスをぎりぎり削減させ、コミュニケーションをとる時間をなくし、将来はインフォーマルのサービスに置き換えようとしていると思わざるを得ません。

通所介護サービスでは、時間区分を長くするように誘導し、施設サービスを補完しようとしているのかと疑いたくなります。

利用者の負担の増加・限度額オーバーなど、介護保険制度の根本を見直さなければならない時期は迫っています。

(2) アンケートから見える報酬改定による介護現場への影響

①訪問介護サービス

『30分以上60分未満 229単位/回 ⇒ 45分以上 235単位/回』という報酬改定なので、これまでの60分未満のサービス提供時間の場合、提供時間を60分から45分に変更しないで継続しています。「サービス提供時間を変更していない」456人(66.2%)という数字になって表れています。90分程度のサービスの利用者に影響がありました。「90分未満を60分未満に変更」184人(26.7%)の利用者は、90分程度のサービス内容を60分未満に圧縮するか、2回に分けなければなりませんでした。90分を週2回に変更しても、45分未満の生活援助を2回ではなく、45分以上の生活援助で60分2回のサービスを提供している事例が複数ありました。

自由記述から、利用者の「自立支援に必要なコミュニケーションをとる時間がなくなった。」「今までどおりの援助が受けられなくなった。」「今回の制度改定が、理解できない・不満がある。」「負担が増えている。」という不満が、事業所からは「45分以上の生活援助で90分の生活援助をせざるを得ない。」「優先順位を決めて提供時間を圧縮する。」という実態が読み取れます。

②通所介護サービス

「所要時間6時間以上8時間未満」の通所介護サービスを利用している割合は、全体の約85%(平成22年度実績)だったにもかかわらず、報酬改定では時間区分が「所要時間5時間以上7時間未満と7時間以上9時間未満」に変更されたのです。

アンケートによると、採用した時間区分は「5時間以上7時間未満」5事業所(23.8%)、「7時間以上9時間未満」11事業所(52.4%)、「両方の時間区分」5事業所(23.8%)となりました。選んだ理由として「7時間以上9時間未満」は減算防止や利用者・家族の希望をあげ、「5時間以上7時間未満」は従来5時間のサービス提供時間だったものを継続したこと、「両方の時間区分」は利用者や家族の生活時間や希望に合わせてとしています。

ケアマネジャーは、通所介護事業者が、行政の集団指導(3月13~16日)が終了しないと時間区分を決定せず、通所介護事業者の時間区分変更により、アセスメント・担当者会議・プラン変更という手順を踏まなければならない、スケジュールの関係や、選択肢がなく通所介護事業者主導にならざるを得ませんでした。

た。

自由記述から、利用者の「利用者の生活に影響があった（生活リズムに合わない）。」「利用料の負担が増えた。」「限度額がオーバーした。」「事業所の時間区分変更利用者が合わせざるを得なかった。」という不満が読み取れます。

(3) アンケートから見える報酬改定による問題点

- ①訪問介護サービスにおける生活援助の提供時間の区分を60分から45分への見直しは要介護者の実態に合っていない。
- ②通所介護サービスにおける、介護報酬改定の時間区分の変更が利用者の生活リズムに影響をおよぼしています。
- ③ケアマネジャーはアセスメントに基づき、利用者のニーズに応じた必要な量のサービスが提供されるようケアプランを作らなければなりません。しかし、対応する時間が短すぎ、選択肢も狭まり、そのしわ寄せがケアマネジメントに及びました。
- ④国・自治体はきちんとした説明責任を果たしませんでした。

3 アンケートから導き出された次期報酬改定に向けた要望

- (1) 生活援助を介護保険のサービスとして継続することはもとより、身体介護との区分をなくすこと。生活援助の60分以上の時間区分を復活させること。
- (2) 利用者のニーズに応じたサービスが提供されるよう必要な基盤整備をすること。特に通所介護サービスの提供時間を利用者のニーズどおり提供できる体制をとることが可能な報酬とすること。
- (3) ケアマネジャーの社会的地位と役割が確立・評価され、居宅介護支援事業の独立性を担保するために、単独の事業所として成り立つ介護報酬にすること。
- (4) 国は報酬改定や制度改定について、介護事業者の業務に即したスケジュールをたて実行すること（今回の介護報酬に関する最初のQ&Aは3月16日に発出された。）。国・自治体は説明責任を果たすこと。
- (5) 介護保険サービスに対する国費の支出割合を、現行の5割から引き上げること。サービス利用限度額を見直すこと。